

規範意識・家族・地域教育再生分科会
第2回議事録

内閣官房教育再生会議担当室

第2回 規範意識・家族・地域教育再生分科会 議事次第

日 時：平成 18 年 11 月 29 日（水） 9:57～11:03

場 所：総理官邸大会議室

- 1．開 会
- 2．分科会のテーマ及び今後の検討課題
- 3．子どもの「心の成長」について
- 4．放課後子どもプランについて
- 5．討 議
- 6．閉 会

池田主査 それでは、引き続きまして、第2回の「第2分科会」を開催させていただきます。

総会におきまして、いろいろ御議論を頂戴いたしましたが、それを踏まえまして第2分科会を進行させていただければと思います。

先ほどのいじめの問題につきましては、提言にするのか、アピールでいくのか、いろいろ御指摘いただきましたので、ご意見をまとめて、どこか時間をとりまして一度皆さんにお諮りさせていただければと存じます。

先ほど第2分科会の現状を説明させていただきましたが、「規範意識や情操の涵養と学校規律の確立」と「放課後子どもプランの全国展開」という2つのテーマを中心に第1回から今日までいろいろな御議論をいただいているところでございます。

なお、これらのテーマにつきましては、1月下旬に予定されております第1次報告で提言としてまとめていく必要があるかと思っております。

その中で、放課後子どもプランにつきましては、先般全国知事会に対しまして要請を行ったところでございます。

内容につきまして御議論させていただく前に、先般の運営委員会での第2分科会に関わる内容につきまして御紹介をさせていただきます。

去る11月21日に座長、座長代理と、第1、第2、第3の分科会の主査、副主査をメンバーとする運営委員会が開催されております。そこでは、今後の再生会議の議論の中身、や進め方につきまして、意見交換させていただきました。

その中では、私も主張をさせていただいたわけですが、「総花的にならないように、焦点を絞って国民にわかりやすく説明することが必要である」ということであります。第2分科会においては、その点が特に重要ではなかろうかとお話しさせていただきました。

また、「放課後子どもプラン」につきましては、共働きなどの留守家庭とそうでない家庭、あるいは地域格差、学校格差もいろいろございます。そういう現状を踏まえまして、我々も細かく提言させていただく必要がある、という御意見。また、NPOとも積極的に連携をしつつ、コーラスやパントマイム、スポーツ、あるいは芸術文化活動全般にわたって、放課後子どもプランに取り込む必要があるのではないかという御意見もあったわけでございます。これにつきましても、今後検討させていただきたいと思っております。

また、先ほど意見として述べさせていただきましたが、第2分科会はアクションオリエンテッドで、特にできるものから積極的に提言をし、それを実践させていただき、そしてまたそれをフォローさせていただき、そういったことを中心に詰めさせていただく必要があるのではないかと思っているわけでございます。

特に中身につきましては、来月に入りまして合宿がございまして、そこで、より具体的な内容につきまして詰めさせていただきたいと思っております。

先ほど概略については御説明いたしましたが、後ほど事務局から詳細を御説明させていただきますが、御議論をいただく一つの叩き台として8項目の問題提起をさせていただきます。

ます。

これ以外にも、いろいろな問題点があるかと思しますので、忌憚のない御意見を頂戴したく存じます。なお、検討項目を増やしていただくことについてはやぶさかではございませんので、念のため申し添えさせていただきます。

再度申し上げますけれども、第2分科会は特に規範意識等につきましては、ややもすれば抽象的な提言になるおそれがございます。そういったことを自覚しながら、これをより具体的なものに掘り下げさせていただいて、それを提言していくことが必要ではなからうかと思えます。現に、多くの皆さん方からもそういう御意見を頂戴しております。

まずは浅利副主査から御意見を頂戴したいと思います。

浅利副主査 この会議は議論が終わり、それを事務局がまとめると総花的で当りさわりのない、過去の教育システムに近いものになってしまっています。

我々は安倍晋三内閣の世直し政策をお手伝いに来ているのです。だから、過去との整合性ということは問題ではありません。

またこの会議のメンバーは、他の審議会と較べると若い。はっきりものを言う人が多いんです。政府の審議会にはこれまで余り縁がなかった人たちもいらっしゃる。そしてこの問題に明快な目的意識を持っている。

またさっき安倍さんも、連日御多忙の中とおっしゃいましたが、我々は本当に日々多忙なんです。それを、週2回開催されるこの審議会に出てくる。

今まで40年近くこういう会の委員をやっておりますけれどもこんな会は珍しい。その上、多いときには1日に4回ぐらい資料を送ってくる。これも凄い。

私は、この場は過去にとらわれず、思い切った議論をすることが大事だと思います。そしてシンプルで明快な結論を打ち出す。あとは行政や政治がこれを受ける。

以前にも申し上げましたが、一人ひとりのメンバーに1テーマずつ考えてもらうのはどうかと池田さんに申し上げたら、それはとてもいいと言われました。

池田主査 ありがとうございます。

今、浅利委員からのお話にもありましたが、今日からいろいろな問題をテーマごとに絞らせていただいて、大命題、小命題、いろいろと出してまいりますので、是非この問題に取り組みたいという御希望があれば手を挙げていただきたいと思います。ございません場合には、御相談をしながら皆さんそれぞれに何か一つ責任を持ったテーマをお持ちいただくことも一つの方法かなと思っておりますので、また御意見を頂戴いたしたいと思っております。

それでは、資料説明を先にさせていただいて、御議論に入らせていただきたいと思います。

山中副室長 できるだけ官僚的な説明になりませんように、簡潔に説明させていただきたいと存じます。

資料1「分科会の検討事項」ということで、全体の検討事項でございますけれども、ち

よっと抜けておりますが「4. 学習指導要領の改訂」に関連して、情操の涵養のための内容の充実でございますとか、規範意識、情操の涵養、あるいは放課後子どもプランといった辺りに絞りながら、当面の御検討、御指摘ということになってございます。

資料2、第2分科会としての全体的な、1月の緊急提言、その先も見据えました検討課題につきまして、委員の皆様から寄せられました御意見を整理しているものでございます。「(イ)規範意識・心の教育・伝統文化の教育」「(ウ)家族・地域社会による教育への参画」「(エ)産業界やマスコミの教育への参画」「(オ)放課後子どもプラン」等、皆様の御意見を整理してあるものでございます。

当面の1月末の1次報告が終わりましたら、順次こちらの事項の検討に入っていくというような段取りになるかと存じます。

それでは、本日の議論のたたき台ということで、運営委員会主査、副主査の方で整理されました資料が資料3、資料4でございますので、これについて少し御説明させていただきたいと思っております。

資料3、まず「規範意識や情操の涵養と学校規律の確立」ということで、子どもの成長のための議論のたたき台ということでございます。子どもたちが心の成長を遂げていくために、学校の間、地域、社会、いろいろな場で経済、産業界、マスコミを含めた社会全体が一致協力していただきたいということで、また子どもたちの成長を遂げる場である学校の規律をしっかりと確立しようという観点でございます。

1として、具体策を提言しようということで、物語などの読書や風土・歴史・伝統などの学習を充実するというので、そのためにどうすべきかという提言が、朝の10分間読書、カリキュラムの読書、ふるさと時間等が提言されているところでございます。

これにつきましては、参考資料がございますが、これも併せてさらさらとごらんいただくとありがたいと存じます。

参考資料、前回たくさん資料があるけれども、何があるのかわからないという御指摘がございましたので、目次のところに一口で簡単に説明をさせていただいております。

例えば1枚目をめぐりまして「目次」、読書関係でございますと、この資料には小・中・高校生の読書活動というものが、小学校では91%、中学校では78%行われているという概要がありまして、後ろの方に資料が付いてございます。

読書でございますと、5ページに全校一斉の読書活動については、小学校では91%、朝読、朝の読書は84%が実施されているという資料があります。このような資料を踏まえながら、また御意見をいただければありがたいと存じます。

2番目は「自然体験活動、ボランティア活動等を通じて規範意識を育てる」ということでございます。具体的には、農村での宿泊自然活動、異年齢の活動、子どもたちの異年齢交流、放課後プラン活用等がございます。

これに対する資料につきましては、7ページ以下、10ページには農山漁村における体験学習の推進についての事業等が盛られているところでございます。

また、資料3の2ページ目、3番目は「芸術・文化活動やスポーツ活動を通じて、子どもを豊かにする」ということで、全国どの小・中学校でも本物のプロの芸術に触れる、あるいはいじめをテーマとした演劇を観賞する等の具体的な提案、そういうものを行ったかどうかということでございます。

この点に関しましては、資料では21ページ以下に、本物の舞台芸術に触れるという授業ですとか、あるいは浅利先生の方から、友達はいいものだという歌の紹介がございましたが、23ページの方に御紹介させていただいております。

4番目は「学校の規律を乱した生徒に対してルールを守ることの大切さを教える」ということでございます。このことに関連いたしまして、4の2番目のポツといたしまして、規律を守らない生徒に対する懲戒というものが書いてございます。これについて何度か引用されております、昭和23年の法務庁の通達というのが、参考資料の25ページ以下に載っているところでございます。

簡単に紹介しますと、26ページのところで「授業に遅刻した学童に対する懲戒として、ある時間内、この者を教室に入らせないことは許されるか」ということがございました。

これについて、義務教育においては、児童に授業を受けさせないという処置は、懲戒の方法としては、これを取ることは許されないとございまして、ほかの子どもたちを守ることでは授業から離すことはできるけれども、悪いことをしたことのこらしめとしては、そういうことができないといった内容になっております。また、ごらんいただければと存じます。

5番目は「家庭の日」を創設して国民運動を展開するというので、この日に必ず家族そろって夕飯を食べる、両親・祖父母から家族のことを聞く、あるいは子守歌を歌う、親からエピソードを聞く日としてはどうかという提言でございます。

6番目は「食育について国民運動を展開する」ということ、早寝早起き朝ごはん運動、いただきます、ごちそうさまという基本的なあいさつを、しっかり実施させるといった点等が挙げられてございます。

食育等の資料は、30ページ以下にございます。

次にワークライフバランスの取組みということで、企業の働き、社会人としての生活のバランス、仕事と生活の調和ということで、資料としては34ページ以下にございますけれども、この取組みを進めるための提言でございます。

最後に8番目として、有害情報から子どもを守り、健やかな人格形成を図るということで、これはパソコンでの有害情報を遮断するフィルタリングソフトを付けさせてはどうか。家庭で子どもの番組をチェックする仕組みができたかどうか。あるいは相談窓口、通告窓口のようなものをつくったかどうかという提言が行われております。

具体的には、37ページ以下に、現在ございます「放送と青少年に関する委員会」等の放送局側の自主的な青少年に対する規制のための機関も紹介されております。

以上が子どもの成長のためにということで、池田主査の方からございましたように、柱

を8本立てまして、こういうことを検討したらどうかというものでございます。

また、資料4は放課後子どもプランでございます。来年の4月からの円滑な実施に向けてということで、十分な準備、関係者の連携した取組み、縦割行政でなく現場中心の取組み、子どもの興味・関心を引き付ける多様なプロジェクトといった点で提言をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

池田主査 どうもありがとうございました。それでは、これから約三十分ほどで、規範意識や情操の涵養と学校規律の確立につきまして、この資料3に従い御意見を頂戴したいと思います。この8項目というのは、これまで御議論いただいたものを形式上まとめさせていただいたものでございますので、もう少し大きい柱でこういうものがあるということでございますれば、それも御指摘をいただければ大変ありがたいと思っております。

どうぞ御自由に御発言をいただければと思っております。

葛西さん、どうぞ。

葛西委員 私は第2分科会の委員ではないのですけれども、今日は参加させていただきました。

ここに書いてあることは、誠にもっともだと思うのですが、例えば人間の心の成長や人間学をいかに習得するかというときに、自分の生活体験や体得したものが非常に大切だと思います。つまり、歴史を読もうが、小説を読もうが、詩歌を読もうが、体験のないものにはゼロに何をかけてもいつもゼロなのと同じで何も身につけません。従って基礎となる体験がとても重要で、その基礎となる体験に付加価値をつけるのが読書と言えます。今、非常に問題なのは、学校が子どもたち、人間同士のインターフェースというか、アソシエーションの場に十分機能してないということだと思えます。

ですから、この問題と学校のいじめ、規律問題というのは、表裏一体を成すものではないかという感じがいたします。家庭も大事ですし、地域社会も大事なのですが、過疎化した地方、あるいは極めて高層住宅などの乱立によって核家庭化してしまった東京でも、どちらでも地域社会というのはなくなっている。それから、両親とも働きで労働力の場合、家庭における親との接点も限られてくる。そうすると、学校というものをいかに人間的接触の原体験の場にすることがすごく大事だと思います。

海老名さん、どうぞ。

海老名委員 学校から家庭訪問というものがなくなってしまったのです。先生が生徒の家庭を訪問して色々知る、それが大切だったと思うんですけども消えて無くなってしまいました。なぜ消したのかそれはプライバシーの問題もあるでしょうけれども一番肝心なことは先生が生徒のことを家庭を通してより深く知ると言うこと。

先生にお茶を出したら口もつけずに帰られる先生では、父兄と先生の情の交わせも薄くなってしまいます。

もっと学校の先生、生徒の家庭を見極めることは必要ではないでしょうか、一律して復

活を望みたいと思います。

親が働いて、その日だけはうちに帰って先生と話して、実は勤めているから私は留守なので、子どもたちの帰りのときに私はいないんですというようなことを親がきちんと先生に申し上げる。そういうことを知っていただくことも、大変肝心なことだろうと思います。

そして土曜日がお休みになっておりますけれども、土曜日をもて余している子が大勢おります。土曜日の授業の復活、これも大切ではないかと思えます。余りにも土曜日に遊んでいる子が多過ぎます。もしくは塾通いです。これも身近な問題として考えていただきたいと思えます。

なぜ土曜日をお休みにしたのか。親がお休みだから子どもたちも休校にしたのか、それも取り上げていただきたいと思えます。

もう一つ、いじめられる子の方にも問題があると思うんです。いじめめる子は特に善処の方法も重大ですが、いじめられる子、自殺する子は本当にいじめられて死ぬ子ばかりではないと思うことがあります。生きてるのが嫌になってしまったわ、簡単に死ぬわという子がいるんです。高校生の間で、私、死んであげるわって簡単に言う子が多いんです。そんな子の中で死んで、あと学校の校長先生、教育長さんが親の前でぺこぺこ頭を下げて謝っている。この状態をテレビで見ていると、何だか教育者の在り方ってこんなものだろうかと思ってしまいます。もっと自殺した原因をしっかりと把握した上で、先生方に手を付いていただきたい。そんな思いがしました。もっと毅然とした態度で先生方は、家庭、保護者に当たっていただいて把握してから世間にきちんと報告すべきです。

いじめられる子の問題は、本当に世の中生きていくのが夢も希望もなくなってしまって、嫌になってしまったというのは、家庭の中にもあると思えます。ですから、この中にいっばい出てきますけれども、家庭問題が実に肝心だろうと思えます。勿論あいさつの問題も含めてそうです。会話がなくなってしまった子どもたち、会話って普通はあるものです。昔の親たちはちゃんと会話ありました。朝のごあいさつから含めて、行ってまいります、親がいなくても、ただいまって帰るのが普通でした。それがなくなってしまいました。

ですから、そういうことのしっかりした基本ですね。ですから、幼児のときから基本をきちんと育てる、食育ばかりではなくて教育の問題は幼児のときからだろうと思えます。

家庭訪問を復活させていただきたいというのが、まず第一です。

中嶋委員 それは私も知らなかったんですけれどもね。

山中副室長 学校によってまだやっているところもございますし、地域によって、あるいは学校によってやらない学校もあるという状況ではないかと思えます。

海老名委員 先生は11時間労働で大変だから省きましたということを見ました。

品川委員 文科省のほうから、家庭訪問に行くななどというような話はいっていないと思います。海老名さんがおっしゃるようなケースは、おそらくですが、その学校の校長先生の問題ではないでしょうか。私が知る限り、非常に熱心に家庭訪問を行っておられる学校や地域、自治体はたくさんございます。確かに、過去に取材した中でも、組合などが強

く、校長先生が家庭訪問をするようにブッシュされてもなかなか先生のほうで理由をあげておやりにならないというところもございました。ですが、現実的には今、学校には解決しなければならない課題がたくさんあるんですね。不登校の児童生徒に虐待、いじめ、子ども自身に発達の課題があるなどいろいろあります。ですから教師が自分の時間を削って頻りに家庭訪問したりしておられます。そんな自治体はたくさんありますよ。家庭訪問しなくても、あるいは保護者が働いているなどの理由から家庭訪問できなくても、保護者と交換日記のような細かい連絡帳をつけておられる教師の方はたくさんいますし、保護者と先生が向き合う機会は以前より増えているように感じています。問題のある学校の多くは、校長以下管理職のスクールマネジメントに課題があったり、担任のクラスマネジメントに課題があったりするケースが多いのではないのでしょうか。もちろん個々の教師、学校、自治体次第ではありますが、現場教師が家庭に深く入って保護者とともに子どもをサポートしようとしているケースを多数見ております。

ですから、もしかしたらお読みになった報道も一部の先生だけを取り上げたのかもしれませんが、海老名さんが御視察された学校のスクールマネジメントに問題があったのかもしれませんが。そういう可能性も考えられるのではないのでしょうか。

陰山委員　そうです。相対的に見れば物すごく増えています。そうしないともたないです。

海老名委員　そうですか。

品川委員　ええ。私はそう感じています。実際には、多くの先生方が家庭訪問に行っただけで、仕事は確実に増えて、よけいに変な状態になっているという現実もあります。

海老名委員　問題を起こした子どもさんたちのところへ行っているのではないんですか。

品川委員　学校や先生にもよるでしょうが、基本的にはそんなことはないと思いますよ。

海老名委員　クラスの全部の子どもさんですね。

品川委員　はい。ただ、今、申し上げたように校長が行かなくていいとか教師が行かないという自治体があるのも事実です。ですから、本当に学校次第ではあると思います。ですが、取材している実感から申し上げますと、やはり多くの先生方が家庭に関わろうとされておられます。もっとも個人情報の問題がございますから、情報の共有がすごく難しくなっているのですが、でも熱心な先生が多いのもまた事実ですよ。過労やうつで倒れるような方はいっぱいいらっしゃいますよ。

義家委員　今の点よろしいですか。今、みんなが訪問しているという風潮な話なんですけれども、これは事実じゃないですよ。そんなことはないですよ。横浜なんかでも、例えば昔なら家庭訪問の日みたいなものがあったり、授業短縮で、しっかりと担任が一人ひとりの家を回って、親と共通確認するというものが、今はばらばらなんです。個々の先生のやるかやらないかにもかなり影響される。学校がやれと言っても、個々の先生が部活で忙しいと言って全然やってない現実がある。

例えば不登校の親などがしょっちゅう言うてくるのは、全く来てくれないと。不登校になっているのに全然来てくれない。手紙も学級通信も届かないというところも 12 万人の中にすごく多いんです。

問題が起こったら絶対行きます。問題が起こっている子とか、いじめが起こっている子とか、そういう子のところにはすぐ行くんですけども、学校全体として家庭訪問の日があってという昔ながらの家庭訪問というのはなくなっています。

海老名委員 そうですね。

浅利副主査 それをシステム化した方がいいということを提案した方がいいですね。

張委員 それだけでも相当利益がありそうですね。

陰山委員 土曜日の件について言うと、文科省の方にデータがあると思うんですけども、学校 5 日制になって、たしか不登校の数は減ってきたんではなかったですか。

たしか私が見たところではその傾向があったと思います。というのは、なぜかという、そもそも学校 5 日制というのは、子どもたちの放課後から夕方にかけてが忙しくて、過密になっていて子どもたちが実際問題物すごく疲れているんです。それで、土曜日を休日にすることによって効果があったと。ところが、もともときちんとやっている子どもたちにとっては余裕ができてしまった。これは地域的な問題とか家庭的な問題に物すごく落差が出てきているわけです。ですから、おっしゃるようにそこら辺は学校とか地域の実態に合わせて、それを交流していったスタンダードはどういうことなのかということをもう一遍つくり直していった方がいいと思います。

浅利副主査 挨拶についてですが、我々の劇団で面白いエピソードがあります。とても明るくて、孤独癖のない子が一人暮らしをしています。その子は、帰るとただいま、出かけるときは行ってきます、と言ってるそうです。誰に言っているのかと聞いたら、ペットに言っていると。そういう交流もあるわけです。お人形やぬいぐるみに挨拶している子もいる。

渡邊委員 土曜日について私の意見を言わせていただきたいんですが、この指導要領がございまして、なおかつ学校として体育祭があり、運動会もあり、文化祭もあり、さまざまな行事がございまして。そういうことを 365 日、子どもにこれだけのものを提供したいと思って組み上げていきますと、土曜日休みというのは考えられないんです。どうしてこれで土曜日休みにできるんだらうかということで、実は公立の先生に随分聞いたんですが、単純に週休 2 日になりたかっただけだという大変厳しい意見がありますから、半分以上の先生方は週休 2 日を楽しんでいる。

だけれども、一方そんなことは関係ないと、土曜・日曜なくやっている先生方もたくさんいらっしゃる。でも、公立においては結局は一生懸命やる先生にしわ寄せが行ってしまっているということは聞いておりますし、実際にこの指導要領、今回大きく問題になっておりますが、小・中・高のこれだけのことは身につけてもらいたいというあるべき姿から逆算して、土曜日どうだという考え方をしていけないと。今の延長線上の中で、土曜日

やるやらないという議論は、私はおかしいと思います。

海老名委員 でも、議論は必要じゃないでしょうか。

渡邊委員 していいんですよ。

池田主査 攻め方は、いろいろな立ち位置からの攻め方があると思います。また、現状を打破していく必要があるということは、皆さん共通だろうと思います。その辺は少し整理してまた御議論をいただきたいと思います。

門川さん、どうぞ。

門川委員 どれだけ民間の市民、親の力を活かしていくかということが重要。京都では、「みやこ子ども土曜塾」を創設しました。教育委員会は、その情報提供とマネジメントだけをやっています。親や幅広い市民の方に、1年のうち何日かボランティアをしてくださいとお願いをして、様々な学習の場を企画し、提供してもらっています。小・中学生の10倍、大人がいるのですから。1年間に3,000 ぐらいの企画ができて、延べ10万人ぐらいの親子が参加されています。学校の教員の仕事が飽和状態の中で、夜も頑張れ、家庭訪問にも行ってください。土曜日も頑張れ、日曜日もクラブ活動で頑張れという現状です。それを市民ぐるみでどう助け合って高め合っていくかという観点が重要です。

もう一つは規範意識です。私、ボーイスカウトに関わっているんですけども、誓い・約束がなかなかシンプルなんです。この指導要領の道徳なんかは、非常に丁寧に細かく書いてある。非常にシンプルにという話が浅利先生からありましたけれども、ボーイスカウトの誓いは、誠を尽くし、おきてを守ります。いつも他の人々を助けます。体を強くし、心を健やかに徳を養います。他にも礼儀正しいとか、親切であるとか、質素であるとか、勇敢であるとか、感謝の心を持つとかがおきてとされています。学校の教育目標を見てみると、明るくとか、心豊かにとか、抽象的にいろんなことが書いてはあるんですが、この道徳の指導要領もそうなんですが、忍耐力とか、我慢とか、そういう言葉が出てこないんです。趣旨は出てくるんですが。ですから非常にシンプルにして、礼儀正しい子、あいさつができる子、感謝の心を持つとか、忍耐力とか、そういうことをきちっと学校教育目標、あるいは家庭の目標、地域の目標にして、それを具体的な行動として、あいさつしましょとか、抽象的な議論ではなく具体的な行動に移す取り組みをやっておられるところはやっておられるわけです。

もう一点だけ、地産地消というのは非常にいいと思うんですけども、ただ東京とか、横浜とかで地産地消というのは、事実上無理なんです。私どもは、地産地消だけではなく、「知産知消」という言葉を最近使っています。産地を知る、天地の恵みを知る、食文化を知る、そして消する。例えば京料理でも八モとか、サバ寿司とか、ニシンソバというのは京都に原料がないんです。

しかし、京都の優れた食文化であります。そういうものを知って食べる、その取り組みの延長で、地域の板前さん、八百屋さん、魚屋さん、そういう人が教壇に立ってくれる。コブだしの旨味を子どもに教えるとか、そういう地元の食文化や自然の恵み等を知ったうえ

で、感謝の心をもって食事をするという取り組みを市民運動的に民間の力を借りて、食育プロジェクトを進めています。

池田主査 そうですね。おっしゃられるとおり、もう地域の格差というよりも、地域の違い、あるいは学校の違いといったものは、一律ではなくて、私どもの第2分科会で提言するのは、そういうローカル色にも合致するような、多様な提言が必要であろうと思います。

門川委員 そのボーイスカウトの活動なんかが、今、非常にしんどくなっているんです。ボーイスカウトというのは、必ず親がデンリーダーということで出なければならない。親の参画を重視しています。しかし、多くの人が子育てをアウトソーシングしたがるんです。そうすると、次の指導者の育成につながらない。ボーイスカウトなんかはみんなボランティアで、それぞれ自分のお金を出し合っている。そういうものを国も自治体もどう援助していくか。どう連携していくかが大切。それを学校が学校だけでわっとやり出すと、よけいボーイスカウト等の活動がしんどくなってくる。だから、連携をどうしていくかということも深めていかなければならぬと思います。

池田主査 それでは、規範意識等について、張委員、品川委員から資料を頂戴しております。ので、先にその御意見をいただければ大変ありがたいと思います。

張委員 関連するので、ちょっとあれなんですけれども、このたたき台、資料3ですけれども、これは大変いいと思うんですけれども、これによって何を教えるかというのを、もう少し具体的に展開した方がいいと思っております。

私、自分でマトリックスをつくってみたんですけれども、そうやって見ると、本で教えた方がいいもの、頭ごなしというのは言葉は悪いんですけれども、もうきちんと学校で小学校1年生から叩き込むというか、しっかり教えた方がいいものと、習慣にした方がいいものと、幾つか分かれると思うんです。例えば理由なしに頭から教えるというのは、例えば卑怯なことをしていけないとか、うそをついてはいけないんだとか、親を大切にすることとか、こんなものは理由ではなくて子どものころからきちっと教えなければいけないけれども、さっきから出ていますあいさつとか、ありがとうございますという感謝の気持ちを、毎日毎日繰り返し、繰り返し体に付けていく。

そういうことで言うと、思いやりだとか、人のためになる公德心みたいなものとか、こういうものはやはり本で教えた方がいいんだらうというのがあります。

みんなと一緒に力を合わせてチームワークみたいなものを見に付けるということでは、実体験ですか、いろいろ出ていますけれども、そういうことで自分ができないこと。しかし、いじめの対象になっているような子でもきちっとやれるということで、チームワークでやってみるといろんな多様化が体を持って経験できます。

そんなことをもう少し展開して、これで何を教えるんだということをやった方がいいのではないかということを感じております。

ちょっと恥かしいんですけれども、規範というのをどういうふうにして考えようかと思

ったときに、それはあるんですか。

山中副室長 こちらです。

張委員 これは、どうやって考えようかと思ったので、私、引き揚げ者なものですから、昭和21年、22年、戦後、山口県萩の明倫小学校というところに入りまして、これは吉田松蔭直轄のところですけども、ここのクラスの名前がこうだったんです。忠組、孝組、仁組、義組、礼組、智組、信組、勇組、全部で忠孝仁義礼智信勇だと、それが頭の中に染み込んでおりまして、規範ということを書いたときに、今、風だったらなんだろうというのをここで書いてみたんですけども、これなんかは1つの、これを更にいろんなものに展開していくための考える基になりそうだなと思ったものですから、ちょっと書いてみました。御参考までです。特にこれによってどうしようということではないんですけども、何かこういうものがあつた方が議論がまとまるのではないかと思ってつくりました。

中嶋委員 どの学校ですか。

張委員 明倫小学校です。

中嶋委員 どちらですか。

張委員 山口県の萩です。

中嶋委員 これはまさに儒教ですね。

池田主査 儒教の精神そのものですね。また、今後整理していく上において、何かこういったことも参考にさせていただければありがたいと思います。ありがとうございました。それでは、品川委員の方から、お願いします。

品川委員 幾つか申し上げたいと思います。いただいた第2分科会の資料についてですが、いずれもすごくいいのではないかと思います。と同時に、先ほど門川先生がおっしゃっておられたことと重なるのですが、今一度、原理原則をしっかりと決めた方がいいのではないかと考えております。

というのは、例えば読書を全員でやるという項目がございます。これをクラスみんなで行うことは大事なことです。今、教育現場の大きな課題になっているのは子どもの多様性を前提に、いかに具体的な指導と評価にして教育現場に落とし込んでいけるか、という点だと考えます。子どもの認知と学習スタイルの多様性を前提にした読書や集団行動を実践していきませんと、結局は子どもたちの教育的ニーズには応えられないでしょう。従来の教え方で読書や集団行動などを徹底するようになると、結局、その指導が認知や学習スタイルに合っていないがゆえ、そこからまた漏れてしまう子どもが出てきます。努力が足りないとか怠けているなど、子どもが悪いのではなく、指導する側の問題が非常に大きいのです。そこをもう一度明確化して、共通認識するところからスタートしていただければと考えることがまず1点です。

それから、愛国心や規範意識などについてですが、そういうものが育つ、更に下の部分には自己理解であるとか、他者理解であるといったことがございます。何より大事なことはセルフエスティーム、つまり自尊心だとか自己肯定感だと考えます。ところが、こうい

ったこと、つまり自己理解や他者理解、セルフエスティームといったことが日本人の子どもは全般的に他国の子どもに比べて非常に低いというデータがございます。財団法人日本青少年研究所や東京都など、いろんなところが調査データを発表していますが、驚くくらい、日本の中学生や高校生はセルフエスティームが低いんですね。たとえば、日本青少年研究所のデータによりますと、「私はほかの人々に劣らず価値のある人間である」という問いに対してイエスと答えた日本の中学生は9 & 程度、8.8%しかいないんですね。アメリカの中学生は51.8%、中国の中学生でも49.3%など非常に高い数字が出ています。似たような調査結果はほかにいくつもあります。つまり、しんどい思いをしているのは、何も発達の課題のある子だけじゃない。ほとんどの子どもがそうなんです。だから、たとえばお友達を大切にしましょうなど他人のことを理解する指導も大事ですが、その前に、まずは自分自身を理解し、自分のセルフエスティームを上げるような指導プログラムを導入することがすごく大事なのではないかと考えております。少年院や不登校、自傷等をする子どもたちの取材を通して、規範意識も共感性も、まずは自己理解があって、自己評価や自尊が高まってから、と実感しております。ですが、セルフエスティームは、ある年齢以上になりますと集団のなかでしかあがらないとも言われております。その意味においてクラスをしっかりマネジメントしていく必要性を痛感しております。

今、お渡しいたしました資料は、参考資料の28ページでございます広島少年院の資料を解説するものです。広島少年院の取組みについて、簡単にご紹介させていただきます。少年院と聞くと、たいいていの方は被害者教育をやっているのかなどとお考えになるようですが、たとえば院生たちに聞いてみますと、悪うございましたというような作文はいくらでも書けるんですね。どう書けばいいか、ということは知っているわけです。だけれども、それでは実際的な被害者教育にはなりません。どれだけ謝罪の言葉を重ねても、それが表面的なもので、心からの言葉でなければ、何も変わらないからです。では、どうすれば心からの言葉を引き出せるのか。それは院生たちが、まず教官に深く受容されて、自分自身でも自分のこと、できることできないことなどを理解できてはじめて可能になるんです。そういった矯正教育を実践しているのが広島少年院なんですね。広島少年院のシステムについて、法務省が出してくださった資料だけでは教育とのかかわりがわかりにくいかもしれないと思われましたので、少しだけ解説した資料を作成いたしました。これを読んでいただければおわかりいただけるかと思えます。簡単に申し上げますと、同少年院の取組みのすばらしさは、一人ひとりの子どものニーズを発達の視点で捉え、と同時に寮集団を促進的な環境にマネジメントすることで、集団の力を利用しながら個々の指導につなげていき、しかもそこに科学的根拠のある理論をベースにしたプログラムを開発し、導入している点にあります。少年院の院生たちも、まず自己理解があって、そのうえで他者理解があり、共感性や規範意識が育ち、本当の意味での更正につながっていくわけです。

少年院はしょせん矯正教育ではないかと思われる方も多いかもしれませんが、矯正教育は特殊教育の一種で、日本の伝統的な教育が残っている場でもあるんですね。例えば読み

書き計算もずっと実践していますし、もう30年来辞書を使った教育も実践しています。集団行動という知らない方がごらんになったら軍隊ではないかとおっしゃるのですが、あれは全くそういうことではなく、身体の機能を上げていく上で非常に大事な教育なんですね。特に広島では、発達的な視点を持って行っているため、個々の子どものニーズを知る一助になっているわけです。

実は、広島少年院がそういった高度な教育を実践しているということで、昨今、学校の先生方も教育委員会も教育学者たちも医療関係者も、実に多くの方々が同少年院に視察に行き、勉強されていらっしゃるんです。お手元の資料は、取組みを勉強した先生が具体的にどういうふうに教育現場に応用したかというケースを紹介したものです。お読みいただければ、おわかりいただけると存じます。

張委員 学校教育で基本姿勢みたいなものは共通なものがあるんですか。

品川委員 初等少年院は中学校の課程なので文科省の指導要領に則って教科指導しておりますが、実際には学校から落ちこぼれた子どもが多く、読み書きや九九から指導しなければならぬことが多いんですね。個々の子どものニーズを丁寧に見て、個別で対応しながら集団をも指導していくのはまさに共通点といえると思います。

示唆を含む点としては、広島少年院は科学的根拠に基づいた指導を導入し実践している点だと私は考えています。学校教育は、一人ひとりの先生の職人技に頼っている点がほとんどではないでしょうか。だからセンスのある先生とない先生、一生懸命取り組む先生とダメな先生に教員が二極化しています。先ほど義家先生もおっしゃっておられましたが、やらない先生は本当におやになりません。私も取材で、この人はいったい何を考えているのだと思うような先生もいっぱいいらっしゃいます。その一方で、ものすごく熱心に指導される先生もいらっしゃる。こういった二極化がすごく進んでいることが、学校の最大の課題ではないかと考えます。

張委員 これがそうなのですが、教育の指導要領があるでしょう。

品川委員 結局、指導要領があっても、少年院に来る子どもたちの多くは学校に行っていない。登校禁止になっていたりする子どもも少なくないんですね。私が取材した中で、一番早い登校禁止は、小学校3年生でした。問題行動を起こすから、もう学校に来るなと言われるわけです。ですから、もちろん、中学生には中学校の指導要領に則った指導をしていくわけですが、字を書くレベル、九九を教えるレベルからやらなければいけないということが現実にあります。

広島少年院の場合は、非常に科学的にやっていると申し上げましたが、それはどういうことかと申しますと、たとえば現場の先生は何となく、今までやってきたけれども、これでいいのかなというような迷いがあったりします。こんなやり方ではだめだなどと保護者から批判されたときに、自信をなくしたりするわけです。ですが、科学的な教育実践というものは、指導内容のベースに理論があるため、明確に言語化できます。そこに熱心な先生方は飛び付いたのだと考えております。もちろん、矯正教育に何ができるんだとおっし

やる先生がいらっしゃるのも事実です。ですが、一度ごらんになれば、この教育がどれだけ素晴らしいものか、おわかりになると思います。実は、私もはっきり申し上げますと、取材するまでは、矯正教育に何ができるのだと思っておりました。ですが、同少年院で実践している取組みは科学的根拠のある理論がベースになっていまして、しかも効果をあげておられたんですね。結局、犯罪学と社会学と教育学と、更に大脳生理学までも入れて、エビデンスのあるプログラムを開発し導入されていた。だから、一般の学校の先生も非常に応用しやすいのだと考えます。

結局のところ、一番の課題は、やる先生はやる、やらない先生はやらないという点です。ここをどうしていくのか考えていきませんか、いくら文科省のほうでこういうことをやりましょうと言っても現場ではそれが実践されない。そういった現状に対して、ただ単にダメ教師だからと言ってクビを切ってしまうのは簡単なんですけれども、多分それだけではないだろうと考えております。学校が上手にマネジメントされると、何もやらなかった先生ががぜん頑張るようになってたりもするんですね。先ほど海老名さんもおっしゃっておられましたけれども、学校の先生の権威が失墜していることの弊害も大きいと思います。保護者が、あの先生ではだめよというようなことを子どもに言ってしまうと、当然の結果としてスクールマネジメントはできなくなっていくんです。排除の論理だけではやはりダメだと思うんです。ですから、そういった点についても、ここで提案していくことはすごく意味があると思っております。

また何かご質問がございましたら、どうぞ聞いてください。

池田主査 どうもありがとうございました。

義家さん、どうぞ。

義家委員 非常にもっともだと思えます。少年院の場合、規範が明確に示されている。そして、自分のしてしまったことも明確なんです。私の生徒でもたくさんいるんですけれども、少年院を出ても戻ってしまうんです。それは学校がいいかげん。その延長線上の理念を共有してないからなんです。

品川委員 学校と保護者と社会ですね。

義家委員 一方で、この学校がどうなのか。だめだだめだと言いますが、参考資料の25ページの問題については是非共通認識をした方がいいと思うんですけれども、この25ページというのは、学校教育法ができて、体罰の規定の中で、では何が体罰に該当するのかという回答があるんですけれども、でもこれを読んだだけではわけがわからないと思うんですけれども、これをベースに、実は先生たちに対して、生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得という、これが翌年の24年8月2日法務庁から発表されているものがあるんですけれども、ここに何が書いてあるかということ、この質問と回答を基にして、学校の教員に出された体罰の心得です。

一つひとつ読んでみます。

1、用便に行かせなかったり、食事時間が過ぎても教室にとどめておくことは、肉体的

苦痛を伴うから体罰となり、学校教育法に違反する。

2、遅刻した生徒を教室に入れる。授業を受けさせないことは、たとえ短時間でも義務教育では許されない。

3、授業中怠けたり、騒いだからといって生徒を教室外に出すことは許されない。教室内に立たせる場合は、体罰にならない限り懲戒権内として認めてよい。

4、人の物を盗んだり壊したりした場合など、こらしめる意味で体罰にならない程度に教室に残したりしても差し支えない。

5、盗みの場合など、その生徒や証人を尋問することはよいが、自白や供述を強制してはならない。

6、遅刻や怠けたことよって、掃除当番などの回数を多くするのは差し支えないが、不当な差別待遇、酷使はいけない。

7、遅刻防止のための合同登校は構わないが、軍事教練的色彩を帯びないように注意すること。

これが学校に出されているもので、今、生きているわけです。過去は内申書という神話があったわけです。こういうあいまいなものがあっても、それでも先生の言うことに従がわなかったら、いい高校行けなかったわけです。だから、たえず先生の顔色をうかがうことができたわけですけれども、今それもどんどん、所見欄もなくなるような風潮の中で、まさに教員の権威というものがなくなってしまう中で、これは生きているわけです。つまり学級崩壊することは必然なんです。授業中トイレに行きますと言ってだめですと言ってはいけないわけです。そうなったら、もう一人がトイレに行ったらみんな行きますから、私は高校現場でそういう学校にいたから、大変な思いをしましたけれども、軽い気持ちで、しょうがないな、今度から休み時間に行くんだぞと言って行かしたら、5人ぐらい立ち上がるわけです。

まさに今この心得を、是非再生会議で、別に体罰を肯定するわけではなくて、当たり前の教育の中でどうするのかということを出すべきだと思うんです。これは昭和24年で、教育基本法の内容に沿った形で体罰も含めて出されたものだと思うんですけれども、今、新たな秩序、教室の運営という意味では、やはりこれを取り消すことはもうできないわけですから、新しい何かを提言していくということをししないと、学校の先生は頑張れ頑張れと言われても、これが生きている限り実は何もできないんです。

ただ、少年院の教官はできますよ。さまざまな厳罰なルールがありますから、私語をしたら訓戒、あるいは内省しなさいとかできますけれども、現実に今、学校ではそれができない状態にあるという認識の下で、ではどうするのかということを考えていかないとならないと思うんです。そうじゃないと、先生がつぶれてしまう。この現状の中で規範意識を持たせる教育をしなさいと言われても、先生自身がつぶれてしまうような気が私はします。

張委員 これは昭和24年ですか。

義家委員 この通達は24年ですね。

張委員 そのころなんてばんばん殴られていたじゃないですか。

義家委員 そうなんですよね。

張委員 だって、軍隊帰りの若い先生ばかりで、何かというと物すごく殴られた覚えがありますね。

池田主査 ですから、そういうふうを導入したころは、余り厳しくされていなかったのが、そのうち落ち付いてくると厳しくなってきたということなんでしょうね。

義家委員 そうですね。だから、学校神話が崩れてから物すごく厳しくなったのは事実でしょうね。

池田主査 どうもありがとうございました。

中嶋先生、どうぞ。

中嶋委員 葛西さんと同じように、私は第2分科会ではないんですけども。

池田主査 いや、是非これからも御指摘いただきたいと思います。

中嶋委員 まず、さっきのチャートを配られましたね。その中に、放課後子どもプラン、これは大変結構だと思うんですけども、すべてに文科省、厚労省という区分けがあるわけですね。つまり幼稚園と保育園とかね。だけれども、子どもの側からすれば幼稚園であろうが、保育園であろうが、そこで学んだり、しつけを受けることは同じなので、ここを突破するようなことを是非考えなければならない。

その関連で、私はこの間も5歳児をどうするか。今、義務教育の前倒しの議論もあるので、そこで幼児教育をきちんとすべきだということ、2～3分で済みますので。

私、実は御存じの方もあるかもしれませんが、才能教育研究会にずっと関わっていて、松本音楽院の第1期生なんです。武道館でいつもやる3,000人のコンサートの実行委員長をずっと務めてきまして、スズキメソードというのは、私いろいろ体験していて、幼児教育にプラスもあるし、問題もある、そこを一番よく知っている一人だと自負しているんですけども、アメリカでは数十万が全世界的に広がって、ところが日本では、つまり管楽アカデミズムがないから、文科省の中にもほとんど取り入れなかったし、政府から一切の援助もなかったんです。

鈴木さん自身、ノーベル平和賞の候補になりながら、結局文化勲章も何ももらってないと。彼らは鈴木楽器の御曹司で、名古屋商業しか出てないから、日本の音楽世界の管楽アカデミズムから全く無視されてきて、にもかかわらず、アメリカではすごく、例のミュージック・オブ・ザ・ハートなんて、最後にパールマンやアイザック・スターンが出てきて、それでニューヨークの崩壊したハーレムをやったのも、実はスズキメソードが底辺にありまして、そういうことから考えると情操教育をやるので、私は機会があれば一遍報告させていただきたいんですけども、そういう意味では、その5歳児辺りからは情操教育なり、感性教育をきちんとやることによって、今の問題はかなり解決するんでないかと思えますので、また一度是非御検討いただければと思います。

池田主査 ありがとうございました。

葛西さん、どうぞ。

葛西委員 第1分科会と第2分科会のちょうど接点みたいな話かもしれませんが、教室の秩序を乱す子どもに対して、なかなか有効な、これを抑止する手段がないというお話が今ございましたが、そのとおりだと思います。

一人の先生が、いい子も悪い子もまとめて全員の面倒を見るというのはなかなか難しいでしょうから、そういう教室の秩序を乱すような子どもについては、特別に手をかけ、熱意・エネルギー・忍耐をもって指導することができるよう、別の教室を設けて複数の担任チームを編成し、きちんと分けて教育するべきだと思います。また、この場合は登校停止とは違って、生徒の教育の機会を奪うわけではないですね。

また、私がたまたま聞いた話ですが、自衛隊で隊員を教育する際に、指揮官自らが率先垂範し、どの隊員も指揮官についていけないという力量の差を見せつけて指導するというやり方もあるそうです。このように、体力というのは、先生の貴重な力で、カリスマ性の一つだと思います。

もう一つは知力だと思います。あの先生にはかなわない、圧倒的に自分よりも分野において知力が高いということで、先生は生徒から尊敬を集めることができ、師弟関係が成り立ち、指導が成り立つと言えます。

教室の秩序を乱す悪い子どもたちに対する教育というのは、いい子どもたち、平均的な子どもたちとは違った角度が必要であり、それは特別な学級をつくって、例えば剣道なら剣道の先生が1時間か2時間徹底的に稽古を付けて、その後で今度いるんなことを教えてあげるといような仕組みを考えるといいと思います。その際には担任は1人ではなくて、2人とか3人でやるといいのではないかという感じがいたします。

それから、アメリカの海軍兵学校では、規律を正すために、全員揃って一緒に食事をさせるそうです。非常に単純なやり方なのですが、やはり規律というのは、体から教えるものであって、規律がなぜ守られなければならないかという精神から教えようと思うと、ものすごく難しいと思います。先ほどどなたかおっしゃっていましたが、おはようございますと挨拶するのは、一つの規律ですね。授業の前には必ず起立し、先生に「よろしくお願いします」とお辞儀をさせるというところから入っていくことが大事であり、頭で理解するだけでなく形を整えることから身に付くものだと思います。それに従わない者が出てきた場合には、まとめて別に指導を行う。そうすると、体罰にも当たりませんし、同時にまた教育の機会を奪ったことにもならないという意味で、かなり有効なやり方ではないかと思います。

池田主査 ありがとうございました。

海老名委員 昔は特別学級というのがありました。問題児は特別に1クラスに集めてと。

池田主査 陰山さん、どうぞ。

陰山委員 今、おっしゃられていることを、本当の公立学校でやったら、大変なことになるだろうと思って、1つこの提言の中で、家族の創設について考えておいていただき

いのは、絶えずこういうのを出すときは、それが現場にどうとらえられるかということをも想定しているんです。そうなってくると、今は大体通常の学級でも 20% は離婚家庭なんです。ひどいところになってくると 40% という状態になっていて、中には家を帰っても、もうほとんどお父さんもお母さんもないということになるわけです。

こういう子どもたちが荒れるから、学校現場はその子たちを重視して、そしてそれに全体を合わそうとするわけです。だから、できない子を中心にしてみたいになる。

それをやると、確かにある程度は落ち付くんだけれども、やはり全体が崩れてくるといふ、要するに、バランスの問題だろうと思うんです。

ですから、そこのところを実態的に考えてやらなければいけないということであって、できない子を中心にするというのは、私はおかしいと思います。ただ、そういう問題があるということも事実なわけで、それをどういうふうにバランスを取るのかということを考えておいていただきたい。

先ほど、優秀な先生、そうでない先生というのがありましたけれども、もうまさしくおっしゃるとおりでマネージメントなんです。つまり学校が子どもたちを伸ばす組織として機能しているかどうかということなんです。

だから、10万人の教師を辞めさせたら、10万人入れなければいけないわけです。この10万人は本当に確かかという問題です。だから、そういうところからすると、全体的に1つ注意をしなければいけないのは、対症療法にいつもなっているんです。つまり校内暴力が多いから、では管理をきつくすると不登校になる。それを何とか出そうと思ってくるとゆるけてきて学力低下が起きる。何が言いたいかということ、実はすべて家庭問題なんです。その家庭の子どもたちが学校に来るから、学校で集中的に問題があふれてくるわけなんです。それを学校が何とかしろと言っても無理なんです。だからこそ、今ここのところで家庭、地域社会ということが話題になってきているわけだから、そこら辺の構造を見ながらきちんとやってほしいと。それだけお願いします。

池田主査 どうもありがとうございました。

最後に、品川さん、よろしいですか。

品川委員 今、まさに陰山委員がおっしゃっていたことに通じるのですが、先ほど中嶋委員がおっしゃった文科省と厚労省の縦割り、これがいつも厳然と横たわっているんですね。文科省と厚労省だけではありません。文科省の中でもそういった縦割りが厳然とあります。私は長年子どもの立場で取材しておりますが、それはうちの管轄ではありませんとか、それについてはあっちに行ってくださいなど、組織の分断化が非常に激しいんです。

たとえば特別支援教育については、それは障害者教育でしょうと。文科省は障害者教育だから障害児教育の専門家がやるとは言っていないんですが、現場では平気で「うちは通常学級だから指導できない」とか「診断がついたのであれば専門家に行ってくれ」などというようなことがあるわけです。あるいは、診断がなければ子ども自身の努力不足のせいなどにされてしまいます。虐待なども見抜けない。

私は、こういった事情を変えていくには、やはり子どもを中心に、乳幼児期から大人になるまで、出生から就労までが見えるようなシステムをつくっていかねばいけないと考えています。これは厚労省です、これは文科省です、問題行動を起こしたら法務省ですとやっているのは、結局、子どもが不利益をこうむります。そうではなくて、各省庁の方が出向するというような方法がいいのかどうかよくわかりませんが、子どもを中心にした子ども省みたいなものをつくらないと、家庭に養育力がなければ勉強等はできず、あるいは虐待も防げない、いじめも防げない、非行も防げない。結局、学校というシステムから落ちこぼれてしまい、不登校になったり自傷したりニートになっていたりして、負け組のようになっていく。そうならないように、すべての子どもが個々のニーズに応じた教育を受けられるようにしないと、やはりダメなんです。そのためにも、組織の対立みたいなものは、子どもにとってデメリットこそあれメリットなどないと思っております。

それから、葛西委員がおっしゃったことですごくいいと思うことがございます。つまり、出席禁止になってしまった瞬間から、アメリカのようにオルタナティブスクールのない日本では、子どもは居場所をなくしてしまうんですね。学校にいられるか、いられないかですから。ここで大事なことは、あの学校に行ったのだからあいつはやはり非行少年だとか、犯罪者予備軍だというようなレッテルを貼られてしまわないような学校や学級にしていけないといけないという点です。出席停止になり、その学級に行ってしまったことが、新たなラベリングになってしまう事態は避けなければなりません。ラベリングは反社会的行動を取るリスクファクターですから、そこを考えていただきたいと思っております。

池田主査 ありがとうございます。

それでは、浅利さんの方から、何かございますか。

浅利副主査 皆さんすばらしい意見だと思って伺っておりました。私はここで、全く次元の違うことを申したいのですが、愛を心に植え付けることが大事だと思っております。愛の教育というのは難しいように見えて、例えば植木に水やるときに愛情をもって話しかけてみようということから始めたらいいんです。話しかけると植木がよく育つ。やってみました。本当にそう感じる。だから、自然に対して語りかける、木に対して語りかけよう。例えば今、紅葉が綺麗ですね。随分綺麗になったねと、道端の木に語りかけてあげればいいんです。そういうコミュニケーションの習慣を子どもたちにつくらせるようなアプローチが欲しいと思っております。

池田主査 ありがとうございます。予定の時間もまいりました。いろいろいただきました御意見は、今後12月に合宿がございますので、そこでまた深掘りをさせていただきたいと思っております。今日のように登録されている以外の方々も積極的に御参加いただいて御議論をいただければ大変ありがたいと思っております。

それでは、第2分科会の2回目の会合をこれをもって終了させていただきます。お手元に先ほどのいじめ問題への緊急提言について、これを最終案としまして、この後の記者会見で公表させていただければと思います。御了解をいただければと思います。線を引いた

ところをちょっと訂正させていただいております。限られた時間で、いろいろと御意見を頂戴致しました。十分に意を尽くしてないところもあったかと存じますが、お許しをいただきまして、今後ともよろしく願いたします。

ありがとうございました。